

# 栃木県産食品等に対する諸外国・地域の規制措置

※本表は農林水産省・水産庁により公表されているデータを基にして作成しております。

規制措置の詳細及び最新情報については、必ず各自で農林水産省・水産庁に御確認ください。お願いします。

- ・**日付証明書** … 輸出される食品等が平成23年3月11日より前に生産または加工されたことを証明する書面
- ・**産地証明書** … 輸出される食品等が輸出先国等が指定する地域以外で生産加工されたことを証明する書面
- ・**放射性物質検査証明書** … 輸出される食品等から検出される放射性物質が輸出先国等が定める基準値を超えていないことを証明する書面  
 ※放射性物質検査証明書の作成主体・形式・内容等は輸出先国・地域によって区々であるので、必ず各自でご確認ください。
- ・**放射性物質検査報告書** … 検査機関での検査結果の報告書(放射性物質検査証明書は特定の検査機関における検査結果報告書を踏まえて発行)
- ・**放射性物質輸入規制に関する申告書** … 事業者自らが作成する、商品名、産地等が記載され、商工会議所からサイン証明をうけた書類  
 ※放射性物質検査報告書の作成主体・形式・内容等は輸出先国・地域によって区々であるので、必ず各自でご確認ください。

作成：栃木県国際課

更新：令和2(2020)年1月24日

## アジア

国(地域)名	品目	規制内容	備考
中国	全ての食品、飼料	<b>輸入停止</b>	
香港	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク	政府作成の <b>放射性物質検査証明書</b> 及び <b>輸出事業者証明書</b> の要求	
	食肉、家禽卵、水産物	政府作成の <b>放射性物質検査証明書</b> の要求	
	その他の食品	香港にて <b>水際検査</b> の実施	
マカオ	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	<b>放射性物質輸入規制に関する申告書</b> の添付	米、加工度の高い食品、飲料は対象外
台湾	全ての食品(酒類を除く。)	<b>輸入停止</b>	
韓国	ほうれんそう、かきな、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こしあぶら、茶、たらめ、ぜんまい、わらび、栗、飼料、全ての水産物	<b>輸入停止</b>	
	上記品目を除く全ての食品	政府作成の <b>放射性物質検査証明書</b> の要求	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については日付証明書
シンガポール	牛乳・乳製品、食肉、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品、水産物、林産物	政府作成の <b>産地証明書</b> の要求	商工会議所によるサイン証明またはインボイスでもよい。シンガポール国内でのサンプル検査で日本の基準値を超える放射性物質が検出された場合は、当該商品の返送を要求
タイ	イノシシ、ヤマドリ、シカ	<b>産地証明書</b> の要求	平成23年3月11日以前に生産・加工されたものについては日付証明書
インドネシア	牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜、加工食品、ミネラルウォーター	指定検査機関作成の <b>放射性物質検査報告書</b> の要求	報告書がない場合はインドネシアにて全ロット検査
	水産物、養殖用薬品、えさ	政府作成の <b>放射性物質検査証明書</b> の要求	証明書がない場合はインドネシアにて検査

※ ベトナム、マレーシア、ミャンマー、インド、ネパール、パキスタン、ブルネイ、フィリピンは、当初は規制していたが、現在は解除

## 大洋州

国(地域)名	品目	規制内容	備考
仏領ポリネシア	きのこ類、水産物(活魚、海藻及びホタテを除く。)、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ	政府作成の <b>放射性物質検査証明書</b> の要求	平成23年3月11日より前に生産・加工された食品・飼料については、日付証明書
	放射性物質検査の対象となっている県における対象品目または生産・加工地が不明な対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料	輸入国にて <b>サンプル検査</b>	
	放射性物質検査証明の対象品目について、当該検査証明書が要求される県以外で生産・加工されたもの。又は放射性物質検査証明が要求される県以外の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の <b>産地証明書</b> の要求 輸入国にて <b>サンプル検査</b>	

※ ニュージーランド、オーストラリア、ニューカレドニアは、当初は規制していたが、現在は解除

## 北米

国(地域)名	品目	規制内容	備考
米国	野生のタラノメ、タケノコ、野生のサンショウ、野生のゼンマイ、(野生の)コシアブラ、野生のワラビ、野生のクサソテツ、原木クリタケ(露地栽培)、原木シイタケ、原木ナメコ(露地栽培)、野生のキノコ類、イノシシの肉、シカの肉	<b>輸入停止</b>	

※ カナダは、当初は規制していたが、現在は解除

## 中南米

国(地域)名	品目	規制内容	備考
(規制国なし)			

※ チリ、メキシコ、ペルー、コロンビア、エクアドル、ボリビア、アルゼンチンは、当初は規制していたが、現在は解除

## 欧州

国(地域)名	品目	規制内容	備考
EU(28カ国)	放射性物質検査の対象となっている県における対象品目または生産・加工地が不明な対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の <b>放射性物質検査証明書</b> の要求	平成23年3月11日より前に生産・加工された食品・飼料については、日付証明書
	放射性物質検査証明の対象品目について、当該検査証明書が要求される県以外で生産・加工されたもの。又は放射性物質検査証明が要求される県以外の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の <b>産地証明書</b> の要求	
EFTA(ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド)	放射性物質検査の対象となっている県における対象品目または生産・加工地が不明な対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の <b>放射性物質検査証明書</b> の要求	平成23年3月11日より前に生産・加工された食品・飼料については、日付証明書
	放射性物質検査証明の対象品目について、当該検査証明書が要求される県以外で生産・加工されたもの。又は放射性物質検査証明が要求される県以外の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の <b>産地証明書</b> の要求	

ロシア	全ての食品(水産物・水産加工品を除く)	政府作成の <b>放射性物質検査証明書</b> (放射性物質検査報告書を添付)の要求	平成23年3月11日より前に生産・加工した食品については、日付証明書
	水産物・水産加工品	ロシアにて <b>サンプル検査</b>	

※ セルビア、ウクライナは、当初は規制していたが、現在は解除

## 中東

国(地域)名	品目	規制内容	備考
レバノン	全ての食品、飼料	産地が記載された指定検査機関作成の <b>放射性物質検査報告書</b> の要求 レバノンにて <b>検査</b> の実施	
イスラエル	きのこ類、山菜類、水産物	<b>産地が確認できる書類(インボイス等)</b> の要求 イスラエルにて <b>全ロット検査</b> 左記以外の品目は <b>サンプル検査</b> (放射性物質検査報告書があれば検査は免除)	
	上記以外の全ての食品	<b>産地が確認できる書類(インボイス等)</b> の要求	

※ イラク、イラン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、アラブ首長国連邦、オマーン、バーレーンは、当初は規制していたが、現在は解除

## アフリカ

国(地域)名	品目	規制内容	備考
エジプト	水産物	政府作成の <b>放射性物質検査証明書</b> の要求	
	上記以外の全ての食品、飼料(水産物を除く)	政府作成の <b>産地証明書</b> の要求	
モロッコ	全ての食品及び飼料	政府作成の <b>放射性物質検査証明書</b> の要求	平成23年3月11日以前に生産・加工されたものについては日付証明書

※ モーリシャス、コンゴ民主共和国は、当初は規制していたが、現在は解除